

特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会仮加盟団体の運営について

平成23年2月16日

特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会

会長 小山 茂樹

(公印省略)

題記の件に関し、第7回理事会において全会一致で承認され、平成23年4月1日から施行される「特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会への加盟にかかわる認定基準」の運営について、「入会金及び会費等納入規則」の会費納入の取り扱い、及び総会や理事会出席、各種協会主催・主管事業の参加役員派遣について明確にしておく必要がある。

下記に仮加盟団体の運営についてその基準を明確にする。

記

1. 会費の納入

仮加盟団体は、仮加盟時に入会金及び会費等納入規則に従い、入会金、年会費を納入する。

2. 理事会への出席

各団体への情報伝達の重要な場であり、仮加盟団体正式加盟団体になった場合の理事予定者の出席を求める。ただし、議決権はない。

3. 総会への出席

総会は協会の活動方針、今年度活動報告、次年度活動計画を決定し、また申請していた自らの団体の正式加盟が承認され、承認されれば新規加盟の挨拶をする重要な場であり、正式加盟団体になった場合の正会員予定者の出席を求める。ただし、議決権は当該総会においては付与しない。

4. 各種協会主催・主管事業への参加役員派遣

仮加盟団体が、正式加盟団体になった場合に円滑に役員の業務を推進・協力して頂くためにも、既加盟団体同様に役員の派遣をするものとする。

5. 補助金等の支給について

(1) 東京都スポーツ大会の参加： 既加盟団体同様に支給する。

(2) 市町村スポーツ大会の参加： 既加盟団体同様に支給する。

(3) 西多摩地域広域行政圏スポーツ大会の参加： 既加盟団体同様に支給する。

(4) 総スポ開催補助金関係： 総スポ開催会場の優先確保は、スポーツカレンダー発行時に完了しているため、無理であるが、補助金は支給基準に基づき支給する。

(5) 運営助成金： 会員数割、均等割、調整割及び事業目標推進資金いずれも支給基準に基づき支給する。

(6) 東京都助成金： ジュニア育成地域推進事業等の助成金（正式には負担金という）は、正式加盟承認後の時点で考慮する。

(7) 役員動員費： 支給基準に基づき支給する。

6. 賛助会費の収納について

仮加盟団体の段階であっても、既加盟団体同様に収納する。

7. 正式加盟が認められなかった場合の取り扱い

入会金のみ返金する。

付 則

この基準は、平成23年2月16日から施行する。

付 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。